

## サンタカタリーナ州における新型コロナウイルスに関する対策強化（追加）

2020年3月24日

### 【ポイント】

- 3月23日、サンタカタリーナ州は新型コロナウイルスへの対策をより強化するための措置を政令にて発表しました。
- 3月25日から7日間、必要不可欠な分野以外の商業活動の停止、州内の公共交通機関の停止、州外からの車両乗り入れ停止などの措置が取られます。

### 【本文】

1 3月23日、サンタカタリーナ州政府は同州における新型コロナウイルスに関する対策強化措置について、政令を発令しました。

2 同政令の発令を受けて、3月25日から以下の措置が講じられる予定です。

#### （1）7日間の停止措置

- ・レストラン、スポーツジム、ショッピングセンター、その他一般の商業施設の営業停止
- ・公的機関の業務停止（必要不可欠な業種やインターネット経由によるサービス提供が可能なものについては除外）
- ・ホテルなどへの宿泊客受け入れの停止
- ・州内全ての公共交通機関の運行停止
- ・州外からの全ての車両の乗り入れ及び州内移動の停止（私用車、公用車、長距離バスなど。タクシーやUberなどの配車サービスは除外）

#### （2）30日間の停止措置

- ・州内で開催される全ての公的・民間イベントについて、その目的・性質の如何を問わず、中止・延期。
- ・公園、広場、ビーチなどでの人の集合、滞留禁止。
- ・州内全ての教育機関の休校（3月19日から起算して30日間）

3 上述1及び2に規定した停止措置については、農産業、食品生産業、医療関係などの必要不可欠な分野については適用除外されます。

4 引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

5 万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館までご連絡ください。

- ・在ブラジル大使館 ([https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))

(連邦区, ゴイアス州, トカンチンス州)

- ・在サンパウロ総領事館 ([https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(サンパウロ州, マト・グロッセ州, マト・グロッセ・ド・スール州, 三角ミナス地域)
- ・在クリチバ総領事館 ([https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(パラナ州, サンタカタリーナ州)
- ・在ベレン領事事務所 ([https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(パラ州, マラニョン州, アマパ州, ピアウイ州)
- ・在リオデジャネイロ総領事館 ([https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(リオデジャネイロ州, エスピリトサント州, ミナスジェライス州)
- ・在ポルトアレグレ領事事務所 ([https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000040.html](https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html))  
(リオグランデドスル州)
- ・在マナウス総領事館 ([https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(アマゾナス州, ロンドニア州, ロライマ州, アクレ州)
- ・在レシフェ総領事館 ([https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(セアラ州, リオグランデドノルテ州, セルジッペ州, ペルナンブコ州, アラゴアス州, バイア州, パライバ州)

#### 【参考】

- 日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

- 外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ブラジル保健省新型コロナウイルス関連サイト

<https://www.saude.gov.br/saude-de-a-z/coronavirus>

- ブラジル保険省新型コロナウイルス感染症例数等一覧

<http://plataforma.saude.gov.br/novocoronavirus/#COVID-19-brazil>

●パラナ州保健局コロナウイルス関連サイト

<http://www.saude.pr.gov.br/modules/conteudo/conteudo.php?conteudo=3506>

●サンタカタリーナ州保健局コロナウイルス関連サイト

<http://www.saude.sc.gov.br/coronavirus/>

●リオグランデドスル州保健局コロナウイルス関連サイト

<https://saude.rs.gov.br/coronavirus>

●厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：[setorconsular@c1.mofa.go.jp](mailto:setorconsular@c1.mofa.go.jp)

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：[cjpoa@c1.mofa.go.jp](mailto:cjpoa@c1.mofa.go.jp)

●配信停止・配信先変更を御希望される場合は、当館（在クリチバ日本国総領事館）メールアドレス（[setorconsular@c1.mofa.go.jp](mailto:setorconsular@c1.mofa.go.jp)）まで御連絡を宜しくお願いいたします。

「たびレジ」簡易登録された方でメール配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delite>

ご帰国、他国に転居等されておられ、帰国（転居）届がお済みでない場合は、誠に恐れ入りますが、最寄りの在外公館または外務省領事局政策課領事 IT 班（東京 03-3580-3311）まで御連絡ください。